

# 令和6年度事業計画

## I 基本方針

当会社では、平成26年3月に知事から農地中間管理機構(以下「機構」という。)の指定を受け、県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取り組んできたところです。

令和6年度は、農地中間管理事業が、平成26年度に開始されて11年度目となります。これまでに県内の担い手へ農地の集積を進めてきたところですが、農業農村を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、産地間競争による農産物の価格低迷、肥料等生産資材の高騰など、厳しい状況が続いています。

こうした中、国においては、食料・農業・農村基本法の見直しがスタートを切りました。昨年5月に中間とりまとめが行われ、基本法の基本理念の一つとして、「生産性の高い農業経営の育成・確保」では、機構の活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化が示されています。

一方、令和5年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法等により、「人・農地プラン」が、地域の将来を見据えた「地域計画」として法定化されました。

「地域計画」では、10年後に農地を利用する者を、農地一筆ごとに特定する農地の地図「目標地図」を作成し、農業を担う者(担い手等)に農地の集積・集約化を進め、農地の有効活用がしやすい環境を目指してまいります。

このため当機構では、農地の中間保有・再配分機能を活用し、「地域計画」の区域内を重点的に実施する区域として、担い手への農地の集積・集約化を進め、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

そうしたことから、令和6年度の重点的な取組として、「地域計画」が策定された地域については、「地域計画」を実現するための担い手への農地の集積・集約化を支援します。また未策定地域は、策定支援とその実現を目指して、市町村、農業委員会、JA及び関係機関等と連携して取り組みを進めます。

併せて、多様な担い手の支援については、各種情報提供や農地の相談・支援活動を行い、意欲のある新規就農者、農外企業参入など担い手の確保・支援に全力を尽くしてまいります。

## II 具体的な事業内容

### 1 農地中間管理事業

令和6年度は、県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、おおむね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集積目標、年間300haの達成に向けて、引き続き取り組みます。

・令和5年度借受見込 約96ha（2月1日現在実績見込）

#### (1) 公社の推進体制

令和6年度の推進体制は、公社本部に職員4名と臨時職員10名、県内各地域に駐在する農地集積推進支援員（以下「推進支援員」という。）は1名増員して13名の合計27名体制を計画しています。

この他に、7市2町において、地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役として、18名を農地活用サポーターとして配置し、引き続き農地と人の掘り起こしを進めます。

#### (2) 農地中間管理事業の実施

##### ① 地域計画への取組

市町村が策定する「地域計画」に基づき、担い手が借受希望する農地の集積・集約化を支援します。また、未策定地区については、計画の策定・支援に取り組むとともに、「目標地図」の早期実現に向け、機構として地域外の担い手の情報収集や意向把握、地域への情報提供など、市町村やJA、農業委員会等の関係機関との連携を強化し、積極的な現場活動に取り組みます。

##### ② 基盤整備事業との連携

基盤整備事業との連携は、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を活用し、これまでの旧重点地区に加えて、新たな基盤整備の実施地区の掘り起こしに、関係機関と連携し取り組みます。

機構関連事業の実施地区（北川村、土佐清水市、黒潮町、四万十町）に続く新規地区の掘り起こしに向け、県、市町村等と連携し取り組みます。

また、地元からの要望が多い農地耕作条件改善事業を早期実施するため、担い手への集積をさらに推進します。

##### ③ 次世代施設園芸団地の整備

次世代施設園芸団地の取組は、県営の農地耕作条件改善事業と連携し優良農地が確保できるよう、県・市町村等関係機関と連携して取り組みます。

#### ④ 新規就農者の支援

新規就農者の支援では、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料の半額を、新規就農者農地確保等支援事業を活用し、最大5年間補助します。この事業は、新規就農者からの要望も高いことから、引き続き周知を図ります。

また、新規就農者向け園芸農地の確保では、機構の中間管理機能を活かして、農地の先行借受等、県やJAと連携しスムーズな経営開始に繋がります。

#### ⑤ 遊休農地対策

地域計画の策定を通じて、農地の集積・集約化をさらに進めますとともに、簡易な整備で農地利用ができる遊休農地については、遊休農地解消緊急対策事業などを活用し、簡易な整備（草刈り程度）を行うなど、担い手への集積につなげ有効利用を図ります。

**計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間300ha**

## 2 農地売買等事業

機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

**計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha**

## 3 新規就農総合対策事業

農地確保に係る就農相談により、農地中間管理事業による新規就農者への農地確保の支援を行うとともに、農業経営・就農支援センター及び新規就農育成支援審査委員会への参画を通じて、新規就農への支援を行います。

また、過去に貸し付けた就農支援資金の回収と管理を行います。

**計画目標 農地に係る相談件数延べ 30回**

## 4 債権管理

過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、債務者の状況に応じて顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的な取り組みを進めます。